

生きづらさを抱える家族との 関わり、きっかけを学ぶ

児童虐待防止に向けた児童委員活動の取り組み



目次

児童委員活動の手引き 47 集

生きづらさを抱える家族との関わり、きっかけを学ぶ
児童虐待防止に向けた児童委員活動の取り組み

はじめに	1
I なぜ、起こるのかを学ぶ	2
I-1 発生の背景と要因	2
明星大学 人文学部 福祉実践学科 常勤教授 川松 亮 氏	
I-2 子育ての不安を理解する	
1 育てにくさ・発達障害などへの理解	6
浜松学院大学 短期大学部 幼児教育科 教授/子どもの未来創造センター長 志村 浩二 氏	
2 妊産婦のSOSと早期支援への理解	10
関西学院大学 人間福祉学部 社会福祉学科 非常勤講師/ ポ・ドーム ダイヤモンドルーム室長 廣瀬 みどり 氏	
3 子育て不安への理解 -PCITから学ぶ子育て	12
一般社団法人日本PCIT研修センター センター長/精神科医 加茂 登志子 氏	
II どうすれば、防ぐことができるのかを学ぶ	16
II-1 地域のつながりで紡ぐ児童虐待防止のための社会資源づくり	
1 山科醍醐こどものひろばの活動より	16
特定非営利活動法人山科醍醐こどものひろば 理事長 村井 琢哉 氏	
2 悩める子育てへ、やさしいまなざしの地域社会に ～ペアレント・メンターの取り組み～	20
一般社団法人ねっとワーキング 代表理事 日笠 よう子 氏	
II-2 ICT(情報通信技術)の活用	23
SNSカウンセリング (LINEカウンセリング) について	
一般財団法人全国SNSカウンセリング協議会 専務理事・事務局長 古今堂 靖 氏	
III 読んで学ぶ、見て学ぶ	26
1 成年年齢引き下げによる児童への影響	26
2 児童委員活動に向けた参考資料	28
子どもの権利 副読本	29

民生委員・児童委員信条、児童憲章



新型コロナウイルス感染症の影響により、社会とのつながりが希薄し、生活不安やストレス、生きづらさを抱える家庭や子どもが増えています。児童虐待防止法が平成12（2000）年11月20日に施行されてから本年度で21年が経過し、令和2（2020）年4月からは「児童のしつけに際して体罰を加えてはならない」とする親の体罰禁止を盛り込んだ児童虐待防止法と児童福祉法の改正がそれぞれ施行されるとともに、民法の「懲戒権」規定の削除と体罰禁止規定追加の方針が固まりつつあります。これまでさまざまな対策が図られてきましたが、2020年度の児童相談所の児童虐待相談対応件数（速報値）は20万5,029件で過去最多を更新し、増加の一途をたどっています。

一方、本年4月1日からは、明治以来の成年年齢20歳が18歳に引き下げられることにより、児童福祉法で定める「児童」（18歳未満）と、民法上の「未成年」とは同じ定義となり、2年の準備期間を経ずに、児童から成年になることへの自立と責任が伴うこととなります。

こうしたなか、私たち民生委員・児童委員、主任児童委員は、これまで以上に、子どもたちの最も身近な相談相手として寄り添い、地域住民や関係機関・団体と連携を図りながら、子どもや子育て家庭の支援に取り組み続けることが期待されるのではないのでしょうか。

児童虐待は子どもだけの問題と捉えずに、子育て不安を抱える保護者、家庭全体を視野に入れた地域住民との関係づくりが必要です。本書は、児童虐待がなぜ起こり、どのようにすれば防ぐことができるのかを学び、児童委員活動のよりいっそうの推進に向け、児童虐待の発生予防・早期発見の視点から具体的な実践につなげていくためのヒントになればと願い、作成いたしました。

また、全民児連では、「民生委員制度創設100周年活動強化方策」および「児童委員活動方策2017」の具体化に向けて「地域版 活動強化方策」の作成を呼びかけています。これは、地域の子どもや子育て家庭の実情や課題を踏まえて、関係機関・団体などと連携しながら、活動や実践に結びつけていただきたいと思います。本書がそうした活動を生み出すための一助にもなれば幸いです。

終わりに、本書の作成にあたり、ご協力をいただきました執筆者7名の皆さまに厚く御礼申し上げます。

令和4（2022）年1月
全国民生委員児童委員連合会

会長 得能金市

民生委員児童委員信条

児童憲章

昭和二十六年五月五日

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に對する正しい觀念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。

二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。

四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。

五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつけかわれる。

六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。

七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。

八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。

九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。

十 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

十二 すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

一、わたしたちは隣人愛をもつて

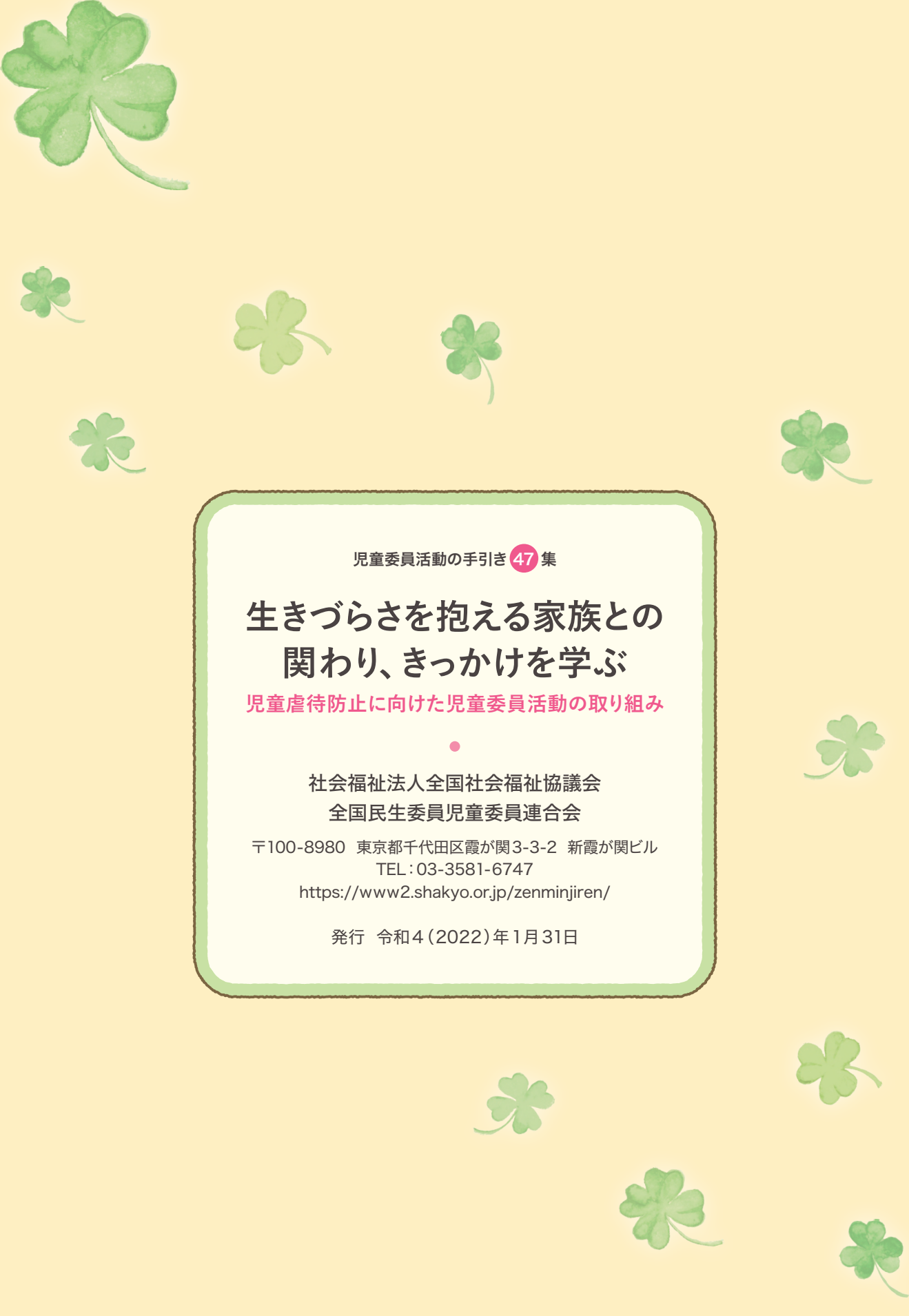
社会福祉の増進に努めます

一、わたしたちは常に地域社会の
実情を把握することに努めます

一、わたしたちは誠意をこつてあらゆる
生活上の相談に応じ自立の援助に努めます

一、わたしたちはすべての人々と協力し
明朗で健全な地域社会づくりに努めます

一、わたしたちは常に公正を旨とし
人格と識見の向上に努めます



児童委員活動の手引き **47** 集

生きづらさを抱える家族との 関わり、きっかけを学ぶ

児童虐待防止に向けた児童委員活動の取り組み

●
社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国民生委員児童委員連合会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL : 03-3581-6747

<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/>

発行 令和4(2022)年1月31日